

## アウトドアスポーツアクティビティの開発等業務委託仕様書

### 1 業務名

アウトドアスポーツアクティビティの開発等業務委託

### 2 業務目的

本県の恵まれた自然環境や地域資源を活用し、四季に応じたアウトドアスポーツアクティビティの開発等に取り組み、各地域における地域資源の掘り起こしや閑散期の誘客を進めることで、地域の人々が自らの地域の魅力を感じることに合わせ、スポーツアクティビティを目的とした県外からの来訪者を増加させ、県内スポーツ関連消費額の拡大につなげることを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和5年3月17日（金）

### 4 業務内容

#### (1) アウトドアスポーツアクティビティの開発

本事業により開発したコンテンツは、令和5年度以降、やまなしスポーツエンジンが事業化することを念頭に、四季（春・夏・秋・冬）に応じた新たなアウトドアスポーツアクティビティ（以下、「アクティビティ」という。）を開発する。

#### ア 開発件数

- ・ 4件

#### イ 開発する地域

- ・ 春・夏・冬のアクティビティについては制限しない。
- ・ 秋のアクティビティは、南アルプス市の「広河原」とする。

#### ウ 活用する地域資源

- ・ 事業者の提案によるが、可能な限り、県内各地の地域資源を活用した内容とすること。

#### エ 秋のアクティビティについて

- ・ 令和4年10月にやまなしスポーツエンジンが主催するサイクルイベントと連動するものとし、イベントの価値を向上させるための体験型アクティビティを提案すること。
- ・ 当イベントの往路のフィニッシュ地点である広河原において、地元の食材等を使用した飲食の提供を提案に含めること。

※飲食物の調達・提供に要する経費は本事業内では負担を求めないが、積算は行うこと

- ・ アクティビティ体験及び飲食の提供に要する時間は、合わせて約2時間とする。

- ・ イベント会場となる県営南アルプス林道は、国立公園内に存在し、環境保全や渋滞解消の観点からマイカー規制が敷かれている特異な道路であるため、国立公園の各種規制や制限内容に合致させた上で、地域住民に寄り添い環境に配慮した内容とすること。

【サイクルイベントの概要】

日程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年10月16日（日）</li> </ul>
会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スタート会場：南アルプス市菅芦安第2駐車場（予定）</li> <li>・ イベント会場：広河原周辺</li> </ul>
コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 南アルプス市菅芦安第2駐車場 ～ 夜叉神駐車場 ～ 広河原</li> <li>・ 距離：約20km/片道（約40km/往復）</li> <li>・ 獲得標高：約900m（往路）</li> </ul>
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タイムを競わないサイクルイベントとして実施する</li> <li>・ 今年度は一般参加者を募集せず、イベント検証やPRを目的に、自転車メーカー、報道関係者、観光事業者、自転車専門家、チューバー等の招待者100名程度で実施する</li> <li>・ 往路のフィニッシュ地点である広河原では、約2時間の広河原フェスを実施し、飲食の提供や複数のアウトドアアクティビティ体験等を実施する</li> <li>・ 夜叉神峠駐車場付近にエイドステーションを設置する</li> <li>・ コースとなる「夜叉神～広河原間（県営林道南アルプス線）」については、夏季は一般車両（軽車両含む）の乗り入れを禁止するマイカー規制が行われており、それ以外の期間は冬季として閉鎖されているため、イベント当日のみ自転車の走行を可能として実施する</li> <li>・ コースの特性上、交通規制を行い実施する</li> <li>・ 主にe-bike（スポーツ電動自転車）を対象車種とする</li> <li>・ 参加者を一定人数のグループに分け、走行中はサイクリングリーダー（ボランティアスタッフ）が併走し、安全な走行管理を行う</li> <li>※ コースの路面状況により、タイヤ幅の狭い車両（ロードレーサー等）は対象外とする</li> </ul>

オ 特記事項

- ・ 山梨県が策定した「やまなし自然サウナ聖地化戦略」を推進するため、開発するアクティビティの内1件以上は、アウトドアサウナが体験できる仕組みを組み入れ、「スポーツ×サウナ」として、「やまなし自然サウナ」のブランド力強化につなげること。

- ・ 高付加価値化を念頭に、スポーツに、食、文化、歴史等の複数の要素を掛け合わせ、ストーリー性、テーマ性のある内容とすること。
- ・ 開発するアクティビティは、商品として提供する場合の価格を設定すること。
- ・ 開発したアクティビティは、成果物納品後、やまなしスポーツエンジンと協働して事業化し一般に提供するよう努めること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する対策を講じた内容とすること。

## (2) モニターツアーの企画・実施

(1) で開発したアクティビティについて、以下に記載するとおりモニターツアーを企画・実施する。

### ア 実施回数等

- ・ 日帰りモニターツアー 1回以上  
※参加料は無料とする。
- ・ 県内宿泊（1泊2日）モニターツアー 1回以上  
※参加料は、モニターが参加しやすい金額を事業者が提案し、委託者と協議の上、決定すること。（概ね5,000円から10,000円を想定）  
なお、参加料は受託者の収入とし、本事業の経費に充てること。

### イ 実施時期

- ・ 秋（10月16日）及び冬（2月）とするが、詳細は委託者と協議のうえ決定すること。

### ウ ターゲット

- ・ 1都4県（東京・埼玉・千葉・神奈川・静岡）在住者をターゲットとするが、モニターツアー開催地域の住民も一部参加させること。

### エ ツアー内容

- ・ (1) で開発したアクティビティを参加者に提供すること。
- ・ ツアー内の宿泊施設は、ターゲットが食事や景観等に対して付加価値が高いと感じる場所を選定し、候補となる施設を提案すること。

### オ モニターの募集、人数等

- ・ 日帰りモニターツアーの参加者は、別途開催するサイクルイベントの参加者約100名（委託者側で募集）とする。
- ・ 県内宿泊モニターツアーに参加する人数は、50名程度とし、募集方法は事業者からの提案とする。

### カ アンケート・インタビュー

- ・ 参加者にアンケート調査及びインタビューを行い、ターゲット、商品価値、満足度、消費額等の分析を行う。アンケートの調査項目については、事業者の提案に基づき、委託者と協議のうえ決定する。

### キ 特記事項

- ・ 報道機関等に取り上げられるような話題性のある仕掛けや工夫を講じること。
- ・ 参加モニターには、ツアーでの体験を SNS 等で発信するようフォローアップすること。
- ・ 参加者募集に当たっての効果的なプロモーションについて、必ず提案すること。
- ・ モニターツアー募集用の web ページを作成すること。
- ・ モニターツアーの様子を撮影・記録し、モニターツアー終了後、アクティビティを紹介する動画を制作すること。(15 秒・30 秒・数分版の 3 種類)
- ・ 実施結果及びアンケート・インタビュー等を基に、次年度以降の事業化の方向性を示すこと。

## 5 提出物

### (1) 成果図書等

- ア 業務実施報告書
- イ 業務内で撮影・記録、制作した静止画・動画
- ウ 打合せ記録、使用した各種ドキュメント

### (2) 納品方法

- ア 紙媒体
  - ・ 業務実施報告書 3 部 (カラー)
- イ ドキュメント類
  - ・ 電子媒体 (CD-R) 2 枚
- ウ 静止画・動画
  - ・ 電子媒体 (DVD-R) 2 枚

※電子データは、Microsoft Office で処理できるファイル形式で記録すること。

- (3) 本業務の検討内容を用いて、R5 年度の事業化を目指すため、9 月中旬を目途に業務内容の一部について中間報告を行うこと。(中間報告の対象とする業務は受託候補者特定後に協議するが、それまでに作成した企画書等を基に、令和 5 年度の事業の方向性を示すこと。)

## 6 業務条件

- (1) 委託業務の開始に当たって、実施体制及びスケジュールを委託者に提示し、了承を得ること。
- (2) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、委託者の承諾を得ること。
- (3) 本業務における成果物及び業務中に作成した資料に対する著作権及び所有権は、やまなしスポーツエンジンに帰属するものとする。
- (4) 本業務の遂行上知り得た内容については、第三者に漏洩しないこと。
- (5) 打ち合わせ (web 会議形式による場合を含む。) は、基本的に 1 月に 2 回の頻度で実

- 施するが、委託者と受託者が協議の上、必要と判断した場合は随時実施すること。
- (6) 本業務において打ち合わせ及びヒアリング等をした場合は、速やかに会議録を作成し提出すること。
  - (7) 本委託業務に係る費用は、特に仕様書に明記しているものを除き、全て契約金額に含めるものとする。
  - (8) その他、本仕様書の解釈及び本仕様書に記載の無い事項に関して疑義が生じた場合は、委託者と受託者において、別途協議の上、対応するものとし、会議録を作成し提出すること。